

○農林水産省告示第五百五十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十八条第二項の規定に基づき、同項の全損耕地支払開始割合及び同項第一号の規定による全損耕地減収量の調整方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第四百四十八条第二項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	全損耕地支払開始割合
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の四十	百分の五十

2 規則第四百十八条第二項第一号に規定する全損耕地減収量は、発芽不能耕地（同項に規定する発芽不能耕地をいう。以下同じ。）以外の耕地にあつては全損耕地（同項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）の耕地別基準収穫量（同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。）に相当する数量とし、発芽不能耕地にあつては全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量とする。

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十五
百分の三十	百分の七十
百分の四十	百分の七十五

附 則

この附則は、平成三十年四月一日から施行する。